



韓日会談文書公開が韓国社会に与える影響と被害者の動向について

弁護士 崔 凤泰

1. はじめに

日本で戦争被害者の人権と韓日間の平和と真の友好を守るために活躍している「日韓会談文書・全面公開を求める会」の定期総会にお招きいただき、このように講演を行うことになったことを、心から喜ばしく、また光栄に思います。

ここで私が皆さんにお話しようと思っていることは、まず、韓日会談文書の全面公開に至る経緯と公開で明らかになった重要な内容、そして公開に伴う政府の動き、最後に被害者たちの動きと残された課題についてです。

2. 韓日会談文書公開に至る経緯について

ここにいらっしゃる皆さんは韓国で韓日会談文書がどのように公開されるに至ったか既にご存知だろうとは思いますが、簡単にその経過をお話しさせていただきます。韓日会談文書は、韓国政府が進んで公開したわけではなく、被害者たちの闘いによって、韓国政府が裁判に負けて公開されたのです。

韓日会談文書公開に先だって、2000年5月1日に釜山地方法院で被爆徴用被害者たちが三菱重工業株式会社（三菱重工）を相手に提訴した、未払い賃金の支払並びに損害賠償裁判がありました。これは、広島で同社を相手取り裁判を起こした際の弁護団と支援グループの要請によって韓国でも提訴されたものです。この裁判において被告三菱重工は、原告たちの権利は韓日請求権協定によって消滅したと主張しました。その主張の真偽を明らかにするために原告側は韓国の外交通商部に資料を要求しましたが、外交通商部は日本側の非公開要請を理由に拒否、結局日帝（旧日本帝国＝以下同じ）被害者たちが2002年末、ソウル行政法院で外交通商部を相手取った情報公開訴訟を起こすことになりました。約1年半に亘る裁判の結果、2004年2月13日、ソウル行政法院で被害者たちは一部勝訴をしました。その後、外交通商部が控訴して控訴審が進行中に両者間で合意がなされ、2005年1月の一部公開に引き続き、2005年8月に全面公開されるに至ったのです。

このように日本で被害者たちを支援してくださった、ここにおられる皆さんと連帯して、文書公開という韓国社会の変化をもたらすことができたわけです。

3. 韓日会談文書の公開によって明らかになった事実

(1) まずはっきりしたことは、1965年当時、韓日間の関係を正常化するに当たって、植民地時代に関する両国の歴史認識がまったく一致しておらず、結局、調印まで何の合意を見ることもなかったという事実です。同時に、韓国と日本は国内向けにはそれぞれ違う説

明をして便宜的に対応してきたという事実もはつきりしました。つまり、旧条約の無効問題と関連して、日本側では 1910 年の韓日併合条約が法的に有効だったという立場を取り、韓国政府は法的に当初から無効であったという立場を取ったのですが、はつきりした合意を見るところではなく、双方の異なる立場を含んだまま、基本条約は締結されてしまったのです。そしてこのような歴史認識の不一致は、現在に至るまで、教科書問題を始めとする両国間の基本関係を揺るがす問題の重要な要因となっています。私は、韓日が植民地時代に対する歴史認識すら合意できないのに基本関係を結ぶことができたことは、結局、冷戦によって強要された臨時的な関係正常化であったと考えています。

(2) その次に明らかになったことは、旧日帝被害者問題の解決と関連した両国政府の責任問題です。

まず、韓国政府が日帝被害者の補償問題を国家として主張した事実、そして補償問題を日本から受け取った金員で国内措置として解決することを協議した事実も判明しました。具体的には死者 1 人当たり 1,650 ドル、負傷者 1 人当たり 2,000 ドル、生存者 1 人当たり 200 ドルとし、合計 3 億 6 千 4 百万ドルを補償として要求していました。このような事実を根拠に、現在被害者たちは韓国政府の責任を強く追及しており、政府が準備している慰労金中心の法律案を修正させようと努力しています。

一方このような韓国政府の責任とは別に、日本政府の被害者に対する責任も明確になりました。日本政府は、植民地支配とそれに伴う被害の問題について、謝罪と反省の意図がまったくありませんでした。被害に対する補償を要求する韓国政府に対して、法的根拠がないとしてサンフランシスコ講和条約の第 4 条の領土分離に伴う請求権問題のみを論議の対象とするという立場を曲げませんでした。また、当時日本政府は、被害者救済のために必要な資料をついに隠匿したまま提供せず、被害者救済問題を経済協力方式に置き換え、経済協力資金として提供された金員の使途に関する韓国政府の裁量権すら認めませんでした。それによって結局被害者たちは救済されることがなかったという事実も明らかになりました。また、原爆被害者、日本軍慰安婦、韓国人 BC 級戦犯問題などの重大な人権侵害について、いかなる協議もなされなかつたということもはつきりしました。

政府間の交渉では個人の権利などは処分されてしまい得るということでしょうか。これは法理的にも多くの問題をはらんでいます。仮に政府間の交渉では個人の権利などは処分されるものなのだととしても、交渉の当事者間では被害者問題の解決のために誠実な話し合いが行なわれなければなりません。それなのに 1965 年当時、誠実な話し合いはまったく存在せず、被害者救済はおろか、両国政府が被害者問題を利用すらしようとしたことが、文書公開で明らかになったのです。

4. 韓日会談文書公開に伴う政府の動き

(1) 韓国政府は、韓日会談文書の公開に先立ち、政府レベルで文書公開対策班を設置し、韓日会談文書公開がもたらす社会的影響について関連部署の担当者が慎重に検討しました。さらに、関係部署長官と各界人士 21 人で構成された民官共同委員会を設置し、社会的合意に基づく対策方案を作ることにしました。民官共同委員会は、2005 年 3 月 14 日に第 1 次会議、同年 4 月 27 日に第 2 次会議、同年 8 月 26 日に第 3 次会議、2006 年 3 月 8 日に第 4 次会議をもち、被害者対策を樹立するにいたりました。その核心は、請求権協定により日本から受け取った無償 3 億ドルには強制動員被害補償問題を解決する性格の資金が包括的に勘案されているため、政府が受け取った無償資金には相当の金額を被害者のために使う責任がありその責任を履行すること、ただし、日本軍慰安婦や原爆被害などの反人道的不法行為については、請求権協定によって解決されたものとみなされず、日本政府の法的責任が残っているので日本政府を相手に外交的努力を行う、というものです。

(2) その後韓国政府は、政府立法により 1975 年当時の日帝被害者救済が不十分だったことを認め、支援法案を作り支援を行うことを発表しました。そして 2006 年 9 月 25 日、政府によって「日帝強占下国外強制動員犠牲者等支援に関する法律案」が国会に上程されました。この法律案の骨子は、死亡者や行方不明者の遺族に金 2000 万ウォンの慰労金を、負傷者には金 1000 万ウォンから 2000 万ウォンの慰労金を、未払い金については当時 1 円当たり 1250 ウォンに換算した救済金を支給するというものです。しかし、このような慰労金の金額があまりにも不十分だとして、未払い金の倍率に対する疑心も依然として強く、被害者を十分に説得できていない状況です。何よりもこの法律案は、生存者やその遺族の強い反発を買っているというのが実情なのです。

政府の説明によれば、死亡者や負傷者に対する慰労金は、日本政府の台湾人に対する支給の事例を参考にしたものだそうです。また生存者を除外したのは、財政上の問題と韓日会談協商当時、日本側によって生存者は除外されたという事実があったからだ、ということです。さらに、未払い金の救済比率についても、日本の台湾人に対する支給基準をモデルとしています。

(3) このような、政府案に対して、被害者たちは満足せず、法案審査の過程で一步も進まず、結局、被害者たちは法案の空転を遠慮して、譲歩し、2007. 4. 25. 常任委員会である行政自治委員会で慰労金の対象に孫が含まれ、救済金の支援比率が 1 円当たり 2000 ウォンに上がって修正された行政自治委員会の代案が通過し、2007. 6. 28. にこの代案法が法制司法委員会を通過しました。しかし、一部被害者たちが生存者に対して慰労金がない上、時間的に生存者に残された時間がないという理由で生存者に慰労金 500 万ウォンを支給する修正議案を提出し、2007. 7. 3. 国会本会議で修正議案が通過することになりました。

(4) しかし、この修正法案が通過されると政府は政府と充分な協議がなかったこと、生存者に慰労金を支給すると金2000億ウォンの追加予算が必要であり、その上、生還後死者と公平性に問題が生じるという理由で反発しました。その後、大統領に拒否権の行使を要求、結局、2007.8.2. 大統領が拒否権を行使、修正法案は、再び、国会に戻ってきてている状況です。

5. 韓日会談文書公開後の被害者たちの動き

(1) 韓国政府と被害者たちの根本的な対立の要因

現在、韓国の被害者たちは韓日会談文書の公開がもたらした韓国社会の変化を肯定的に受け入れつつも、政府の対策について問題提起をも行っています。

現在における被害者たちと韓国政府の間に根本的な対立は韓日会談文書の全面公開によって明らかになったことに伴い、韓国政府に責任がある部分については韓国政府が正々堂々と責任を負うべきであると要求しているのに対し、韓国政府はこれについて十分な説明ができていないというところに原因があります。

被害者は韓国政府が被害者のために使用する総額と関連して、韓日請求権協定締結当時の日本政府に被害者の取り分として主張した部分を限度として被害者に返してほしいと主張しています。そして、仮に被害者の取り分とした政府からの支援金が少ないとしたら、依然として日本政府と企業に対して未解決の反人道的不法行為に対する責任を追及することを通して、個人の請求権を主張し、不足分を取り返そうと主張しています。これに対して韓国政府の説明は韓日会談当時、無償資金案に被害者の取り分が含まれていたのは事実だが、その金額が特定できないというものであり、被害者を説得できないでいます。ここに根本的な問題があります。このような状況で被害者はいくつかの代案を作り闘争していますが、その中で注目すべき点を報告いたします。

(2) 供託金及び未払い金の正当還収委員会の構成と活動

去る2006年11月2日、ソウル中央地方法院記者室にて、被害者は供託金及び未払い金を現在の価値に換算して受け取ろうという趣旨から正当還収委員会を結成し、韓国銀行などの権威ある機関で算定した物価上昇率を考慮した正当な配率を基礎として、政府が立法推進中である法律案の関連条項を修正しようと決議し、現在国會議員を相手に署名活動を始めています。その結果、2006年11月27日現在、約62人の国會議員が賛成署名をしています。この委員会はあわせて日本政府が管理している供託金及び未払い金関連資料を速やかに全面公開するよう要求しています。

(3) 韓国の請求権資金使用企業を相手とする闘争

韓国の被害者は去る 2006 年 6 月 22 日、韓日協定締結 41 周年を迎えて、韓日両国責任企業の責任と反省を導き出そうという趣旨から、「韓国の請求権資金受惠企業と日本の強制労働者等韓日協定責任企業被害者選定委員会」を構成することにした。その後、この委員会は関連資料を分析してから、同年 8 月 11 日に責任企業を発表しました。ここには韓国の責任企業の第 1 号にポスコが、日本の責任企業の第 1 号として三菱重工業株式会社が選定されており、被害者たちはポスコを相手に財産還収闘争とともに訴訟を提起し、三菱重工業株式会社の場合は責任を履行しない場合、韓国から撤退せよという運動に突入しています。

（4）韓国政府を相手とする被害者たちの憲法裁判

今回の文書公開を通じて、日本軍慰安婦問題は法的に解決されていなかったということが明らかになると、結局被害者は韓国政府を相手に被害者たちが生きている間に交渉をするよう求めてきました。そして、韓日請求権協定第 3 条に規定された手続を通じて、日本政府と条文解釈上の対立点を解決せよと要求しました。しかし、韓国政府はこれを拒否し、やはり消極的な立場から抜け出せないでいます。そして、韓国の生存被害者 109 人が 2006 年 7 月に韓国政府を相手に不作為違憲確認を求め、憲法訴願を提起しました。このような動きは原爆被害者によって広がる兆しを見せています。

6. 残された課題について

（1）日本側の文書公開の必要性

以上、簡単に韓日会談文書公開以後の韓国社会の動きについてご報告いたしました。現在、文書公開以後の韓国政府はこの問題を解決しようとしていますが、韓国の被害者との新たな対立が起こっています。韓国の被害者と政府の間の最大の対立の原因は 1965 年当時の日本政府が被害者の問題を解決するために、どんな名目でいくら韓国政府に提供したのかということについて、日本側が明確に明らかにしていないことに起因しています。仮に、日本政府が 1965 年当時の被害者問題を解決するために金員を提供したことがあるのか、あるとしたらどの程度のものだったのかをはっきりと明らかにしたなら、韓国社会の現在の対立は解決の道に向かうことができます。そのような点から、日本政府の責任ある態度が求められているし、その責任ある態度を導き出すためには日本でも必ず韓日会談関連の日本側の文書が速やかに全面公開され、問題の部分が明らかにされねばならないでしょう。

日本政府は被害者の問題が韓日請求権協定によって解決されたと主張しようとするならば、一貫性のある主張をしなければなりません。しかし、日本政府はある時には韓日請求権協定を通じて韓日両国政府がもっている外交保護権だけが解決されたのであり、個人の請求権は関係ないといったかと思うと、またあるときには個人の請求権も解決されたとい

う矛盾した発言を今まで行つてきました。従つて、今回の韓国側の文書公開にあわせて、日本側の関連文書も公開し、法的見解及びこれを立証できる根拠を最終的に明らかにしなければならないでしょう。

（2）供託金と未払い金関連資料の提供

現在、韓国政府が推進している政府立法案には供託金関連条項があります。これについて韓国政府は当時の金額を現在の物価上昇率を考慮して換算した控除金として支給するつもりです。しかしながら、日本政府や企業がもっていた関連基礎資料を提供し、確認作業に協力しなければ、韓国政府の努力は被害者にとって絵に描いた餅のようなものです。少なくとも現在、日本政府がもっている供託金と未払い金関連書類を速やかに公開及び提供されることが至急実現されなければならないでしょう。

あわせて、厚生年金関連資料の提供及び脱退手当金の支払い問題について、述べさせていただきます。

現在、日本政府側が厚生年金脱退手当金について、韓日請求権協定と関係なく、被害者に支給しています。問題は現在の価値に換算した金員を提供するのではなく、1945年当時の金員を提供しているところにあります。しかし、この部分について、韓国の被害者たちが納得できていません。したがって、この部分について、日本側の誠実な対応があるべきでしょう。さらに、厚生年金加入名簿は労務者に対する被害判定において決定的な資料です。余命がいくらも残されていない被害者たちの立場を考えるとき、全面的な協力があつてしかるべきでしょう。

（3）韓日両国の責任企業の参与

先に説明したように、韓国の被害者たちは韓国政府のみならず、請求権資金を使用した企業についても責任追及をしており、そのうちポスコを相手に現在ソウル中央地方法院で訴訟が進行中です。その請求原因は請求権資金の使用に対する責任部分もありますが、現在の新日本製鐵株式会社との提携についての精神的な慰謝料の部分も含まれています。例を挙げると、韓国に三星電子株式会社という会社があります。三星電子株式会社の場合は、被害者の要求に誠実に対応しています。具体的には、強制動員に対する責任が残っているとされて裁判が係留中である不二越との協力関係を持続したことについて被害者の要求を誠実に配慮しているのです。にもかかわらず、ポスコは被害者の要求に対してろくに配慮していないどころか、むしろ無視してきたのです。

韓日企業間の提携と交流は奨励されなければなりませんが、万が一にも提携と交流を通じて苦痛を受けている人がいてはいけません。したがって、私はポスコと新日鐵が両国政府とは異なる良い解決モデルを作ってくれるよう祈っています。

(4) 日本軍慰安婦の被害問題と原爆被害問題について

韓日会談文書の全面公開を通じて明らかにされたように、日本軍慰安婦被害や原爆被害のような反人道的不法行為については韓日請求権協定を通じて解決されたことはありません。日本軍慰安婦の被害問題のような問題は加害者である日本政府が解決するしかないのであり、韓国政府がどんな支援法案を作つて支援しても決して解決されない問題です。というのも、韓国で被害支援法を施行しているにもかかわらず、15年以上、毎週水曜日になると日本大使館前でデモが行われているということからも立証されます。したがつて、ハンセン病患者たちに対する補償法の適用を通じて、韓国のハンセン病被害者の反人道的被害について補償したように、現在の日本の国会に係留中の法律案を速やかに通過させ、日本政府がすべき部分は日本政府が行わねばならないでしょう。もし、日本軍慰安婦問題について日本政府が韓日請求権協定を通じて、法的責任が解決されたという立場をとるならば、韓国政府と法的見解が明らかに異なるのだから、このケースを予想して作られた韓日請求権協定第3章による平和的解決の手続を誠実に履行すべきでしょう。

最後にもう一言述べたいことは原爆被害者問題です。私は原爆被害については日本の被爆者たちも国籍に関係なく、帝国主義戦争の被害者として加害者から謝罪と賠償を受けなければならないと考えております。原爆被害者に正義が実現されない限り、核兵器のない世界は到来し得ないと考えます。そのような点から見ると、日本政府が韓日請求権協定と関係なく、韓国の被害者たち個々人に支援していることはとても重要な意味があると思います。単純な支援からさらに反人道的不法行為の犠牲者である韓日両国の被害者が加害者から法的な謝罪と賠償を受け取ることができるよう、韓日両国の市民社会がともに努力しなければならないでしょう。

7. 結びにかえて

韓日会談文書の公開は韓国でしばらく冷戦と権威主義政府の闇の中に踏みにじられ、脱出口を見つけ出せなかつた日帝被害者問題が明るい広場に現れることになった契機になったといえます。

さらに、終わりのない被害者たちの闘争を通して、結局被害者問題解決の一歩を踏み出すことになったと言えます。

このような被害者たちの勝利ははじめに言及したように日本で被害者を支援し、ともに闘ってきた方々の勝利でもあります。もしも、三菱重工業株式会社を相手にした韓日両国の裁判がなかつたら、韓国内の文書公開が可能だったとは思わないからです。ですから、私は韓日会談文書公開こそ、韓日市民社会の連帯闘争の貴重な成果だと考えています。

このような作業は帝国主義戦争とこれに続く冷戦の20世紀を終わらせ、東アジアで人権と平和の新しい市民社会を作るために不可避な過程であると思います。

戦争のない21世紀のためにともに夢を見て、新しい共同体に向かいましょう。